

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年1月30日
【会社名】	オイシックスドット大地株式会社
【英訳名】	Oisix.daichi Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高島 宏平
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03-6867-1149（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部本部長 山中 初
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【電話番号】	03-6867-1149（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部本部長 山中 初
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 630,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	250,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数 100株

- (注) 1. 平成30年1月30日開催の取締役会決議によります。  
 2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	250,000株	630,000,000	315,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	250,000株	630,000,000	315,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
 2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、315,000,000円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,520	1,260	100株	平成30年2月28日(水)		平成30年2月28日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価額は会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
 3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、払込期日までに当該株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
オイシックスドット大地株式会社 管理本部	東京都品川区大崎一丁目11番2号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 五反田駅前支店	東京都品川区西五反田二丁目19番3号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
630,000,000	3,000,000	627,000,000

（注）1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、割当予定先等調査費用及びその他諸費用であります。

##### （2）【手取金の使途】

上記の手取概算額627百万円については、株式会社NTTドコモと協働するミールキットにおける事業基盤の構築、設備投資に充当する予定であります。

以下の使途に充当する予定ですが、具体的な内容は未定です。詳細決定次第、四半期報告書、有価証券報告書等にて報告いたします。

使途	金額（百万円）	支出予定時期
基幹システムの開発費用	300	平成30年4月～平成31年3月
製造工場の建設費用	200	平成30年4月～平成31年3月
製造機材の取得費用	127	平成30年4月～平成31年3月

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a．割当予定先の概要

名称	株式会社NTTドコモ
本社所在地	東京都千代田区永田町2丁目11番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第26期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日) 平成29年6月21日 関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第27期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日) 平成29年8月2日 関東財務局長に提出 事業年度第27期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日) 平成29年11月1日 関東財務局長に提出

## b．提出者と割当予定先との関係

資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社	該当事項はありません。
人的関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術または取引関係		該当事項はありません。

(注) 当社と割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日(平成30年1月30日)現在のものです。

## c．割当予定先の選定理由

当社は、より多くの人により食生活を提供することを理念に掲げ、生鮮食品宅配分野の先駆的企業となるべく事業を展開してまいりました。様々な働き方改革と女性の社会進出支援が注目される中、当社の宅配サービスは、生産者とのネットワークを通じた安心安全食材の商品力と使いやすいウェブ注文を武器に、忙しい30～40代のご家庭を中心に支持されており、特に主力商品「Kit Oisix」(必要量の食材とレシピをセットにしたミールキット)は高く評価されております。

一方、株式会社NTTドコモは、多くの顧客を保有しており、スマートライフ事業領域において、ABCクッキングスタジオや、食にまつわるトータルサービス「dグルメ」等の食関連サービスを展開しております。また、有機・無農薬食材の会員制宅配事業において約30年の歴史と豊富な契約生産者のネットワークを有するらでいっしょぼーや株式会社を子会社として有し、同社を通じて、安心・安全にこだわった農・畜・水産物や無添加の加工食品等を提供しております。

近年のEC業界においては、スマートフォンの一層の普及やSNS等を活用した販売経路の多様化が進む中で、共働き世帯の増加や健康志向の上昇など、ライフスタイル・価値観の変化に伴う消費者ニーズも多様化しております。一方で生鮮食品宅配分野では、ミールキット等による時短サービスニーズの急増を背景とした食材及び食品宅配利用の普及を背景に、総合スーパー(GMS)や通販会社等、国内外からの新規参入が相次いでおり、一層の競争激化が予想されます。

このような状況の下、当社は、平成29年秋より、株式会社NTTドコモと共同事業の方向性に関する協議の機会を経て様々な検討を行った結果、株式会社NTTドコモとミールキットを主軸としたECに関する事業(以下「本提携事業」という。)において、業務提携に関する基本合意書(以下「本基本合意書」という。)を締結することを決定いたしました。

本基本合意書においては、双方が保有するアセット・スキルを活かした役割分担で本提携事業を推進することを前提とし、本提携事業を早期に実現することを目指して、具体的な内容の検討を開始することを両社で合意しております。

これと並行して、株式会社NTTドコモが有するモバイル技術や顧客基盤と、当社の有するデジタルマーケティング力や生産農家のネットワーク等のアセットを融合し、両社間の提携を通じてミールキットを中心とした食品宅配分野における競争優位性を獲得するため、当社は株式会社NTTドコモと本基本合意書及び本提携事業の合意に加えて資本面での提携関係を構築することといたしました。資本提携の推進により当社の将来的な企業価値の向上に資すると判断したため、当社は、株式会社NTTドコモを割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 250,000株

e．株券等の保有方針

本新株発行による当社株式の取得は、株式会社N T Tドコモによる長期戦略的視点に立った保有方針によるものであり、短期的売買目的ではない旨を口頭及び書面にて確認しております。

また、株式会社N T Tドコモの間では、当社株式の全部または一部を譲渡しようとする場合には、当社との事前協議の機会を設ける旨を資本業務提携契約書にて規定しております。

f．払込みに要する資金等の状況

株式会社N T Tドコモが平成29年6月21日に関東財務局長宛に提出している第26期有価証券報告書（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）、同じく平成29年11月1日に提出している第27期第2四半期報告書（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）に記載の財務諸表により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、株式会社N T Tドコモが暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）ではないこと、及び割当予定先が特定団体等と何らの関係を有していないことを日経テレコン及び東京商工リサーチを通じて調査するとともに、割当予定先が東京証券取引所に提出した平成29年6月27日付「コーポレート・ガバナンス報告書 内部統制システム等に関する事項」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。

上記の通り確認しておりますので、割当予定先について、現時点において特定団体等の反社会的勢力ではないこと、及び何らの関係を有していないことを確認しており、その旨の報告書を同社より得ております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

今回の第三者割当の発行価格は、最近の当社株価の推移に鑑み、平成30年1月30日開催の取締役会開催日の直前営業日である平成30年1月29日の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値（以下「決議日前日の終値」という。）である2,800円に対して0.9を乗じた価格となる2,520円といたしました。

発行価格の算定においては、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除するために原則として一定の期間の平均値を採用することが合理的であると考えられるものの、当社の平成30年3月期第2四半期の連結業績実績値と当社の平成30年3月期の連結業績予想値を織り込んだかたちで形成されていると考えられる直前50営業日（平成29年11月14日から平成30年1月29日まで）の東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の終値平均値である2,477円（円未満四捨五入）が決議日前日の終値である2,800円に対して11.5%のディスカウントとなっている状況等を踏まえ、割当予定先と十分に協議した結果、当該発行価格に決定いたしました。

なお、当該発行価格2,520円は、平成30年1月30日開催の取締役会開催日の直前営業日である平成30年1月29日までの直前1ヶ月間の終値平均値2,631円（円未満四捨五入、以下同様）に対しては4.2%のディスカウント、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均値2,428円に対しては3.8%のプレミアム、同6ヶ月間の終値平均値2,278円に対しては10.6%のプレミアムであります。また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価格は、原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされており、この発行価格は当該指針に準拠するものであります。

また、上記発行価格については、当社監査役3名（うち社外監査役3名）から、日本証券業協会の上記指針に準拠したものであり、上記と同様の理由により、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により割当予定先に割り当てる株式数は250,000株（議決権2,500個相当）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式数8,013,289株（総議決権数79,665個）に対して、3.12%（当社議決権総数に対し3.14%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該第三者割当は、株式会社NTTドコモとの資本面での提携関係を構築することが、同社との間の業務提携を推進する上での関係強化につながり、ひいては将来的な企業価値の向上に資すると考えているため、当該第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
高島 宏平	東京都港区	1,260,600	15.73%	1,260,600	15.25%
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号	677,034	8.44%	677,034	8.19%
株式会社リクルートホールディングス	東京都中央区銀座8丁目4番17号	662,000	8.26%	662,000	8.01%
BNYM TREATY DTT10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	(常任代理人) 東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	466,500	5.82%	466,500	5.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	317,100	3.95%	317,100	3.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	312,800	3.90%	312,800	3.78%
藤田 和芳	東京都杉並区	258,129	3.22%	258,129	3.12%
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	-	-	250,000	3.02%
五味 大輔	長野県松本市	200,000	2.49%	200,000	2.42%
堤 祐輔	東京都目黒区	180,000	2.24%	180,000	2.17%
計	-	4,334,163	54.05%	4,584,163	55.43%

(注) 1. 平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の分母となる総議決権数には、今回の第三者割当増資に対する増加する議決権数を加算しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成29年6月21日提出）、本有価証券届出書提出日（平成30年1月30日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成29年6月30日～ 平成29年12月31日	600	8,013,889	144	943,178	144	4,823,902

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

（注）2. 当社は、有価証券報告書（第20期事業年度）を平成29年6月21日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成29年6月1日から当該有価証券報告書提出日（平成29年6月21日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高には、平成29年6月1日より発生した内容を記載しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第20期有価証券報告書の提出日（平成29年6月21日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成29年6月22日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

当社は、平成29年6月日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 合併契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、高島宏平、堤祐輔、小崎宏行、藤田和芳、花田光世、牛田圭一、田中仁、野辺一也を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに決議事項の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	47,740	107	1,993	(注) 1	可決 95.78%
第2号議案	49,730	110	0	(注) 1	可決 99.77%
第3号議案					
高島 宏平	48,326	1,514	0	(注) 2	可決 96.96%
堤 祐輔	48,329	1,511	0		可決 96.96%
小崎 宏行	48,324	1,516	0		可決 96.95%
藤田 和芳	48,316	1,524	0		可決 96.94%
花田 光世	48,307	1,533	0		可決 96.92%
牛田 圭一	48,324	1,517	0		可決 96.95%
田中 仁	48,321	1,520	0		可決 96.95%
野辺 一也	48,322	1,519	0		可決 96.95%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

(平成29年10月2日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年9月21日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
藤田 和芳 (昭和22年2月6日生)	代表取締役会長	取締役	平成29年10月1日	258,129株

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
藤田 和芳	昭和52年11月 株式会社大地（現 オイシックスドット大地株式会社）入社 昭和58年3月 同社代表取締役社長 昭和62年2月 株式会社フルーツバスケット取締役（現任） 平成6年12月 有限会社総合農舎山形村代表取締役（現任） 平成29年4月 当社社外取締役 平成29年10月 当社代表取締役会長（現任）

（平成30年1月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成30年1月30日開催の取締役会において、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ社」という。）の完全子会社であるらでいっしゅぼーや株式会社の全株式を取得して子会社化することに関する株式譲渡契約書を締結することを決議いたしました。本件株式取得は、特定子会社の異動を伴う子会社取得に該当するため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : らでいっしゅぼーや株式会社  
 住所 : 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 国枝 俊成  
 資本金の額 : 869百万円（平成29年2月28日現在）  
 事業の内容 : 有機、低農薬野菜と無添加食品の会員制宅配サービス

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個

異動後 : 10,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %

異動後 : 100.0%

（注） 総株主等の議決権に対する割合は、らでいっしゅぼーや株式会社の平成29年12月31日現在における総株主等の議決権の数（10,000個）を基準に算出しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、平成30年1月30日開催の取締役会において、ドコモ社の完全子会社であるらでいっしゅぼーや株式会社の全株式を取得して子会社化することに関する株式譲渡契約書を締結することを決議いたしました。当該全株式取得の実行により、らでいっしゅぼーや株式会社は、当社の子会社となり、らでいっしゅぼーや株式会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することとなります。

異動の年月日 : 平成30年2月28日（予定）

2．子会社取得の決定（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容）

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	らでいっしゅぼーや株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 国枝 俊成
資本金の額	869百万円（平成29年2月28日現在）
純資産の額	295百万円（平成29年2月28日現在）
総資産の額	5,435百万円（平成29年2月28日現在）
事業の内容	有機、低農薬野菜と無添加食品の会員制宅配サービス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成27年2月期	平成28年2月期	平成29年2月期
売上高（百万円）	20,849	22,327	19,786
営業利益（百万円）	205	657	15
経常利益（百万円）	225	693	44
当期純利益又は当期純損失 （ ）（百万円）	172	1,307	9

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

らでいっしゅぼーや株式会社の全株式を当社が取得することで、両社の経営資源を集中し、保有する顧客・生産農家基盤や配送網等のアセットを効率的に組み合わせ、食領域事業の拡大、新たな市場の創出をめざすことが事業戦略上必須であり、今後の事業展開を加速するために最善の選択であると判断したためであります。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

らでいっしゅぼーや株式会社の普通株式	1,000百万円
アドバイザー費用等（概算額）	未定
合算（概算額）	未定

### 3. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第20期）及び四半期報告書（第21期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第20期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第21期第2四半期）	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月20日

オイシックス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長塚 弦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオイシックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイシックス株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オイシックス株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、オイシックス株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月20日

オイシックス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長塚 弦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオイシックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイシックス株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年6月20日開催の第20期定時株主総会において、平成29年10月1日を効力発生日として、会社を吸収合併存続会社、完全子会社である株式会社大地を守る会を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約について、承認可決されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月9日

オイシックスドット大地株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 井 雄 次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 瀬 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオイシックスドット大地株式会社（旧会社名 オイシックス株式会社）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オイシックスドット大地株式会社（旧会社名 オイシックス株式会社）及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。